

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：教育研究基礎経費の加算額の廃止，授業基礎経費の見直し及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行												
<p><u>国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準（平成16年3月3日制定）に基づく教育研究経費の配分については，以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>第1 「<u>教育研究基礎経費</u>」は，毎年度，<u>大学教員</u>（大学院連合学校教育学研究科専任教員を除く。）<u>，特任教員及びクロスアポイントメント制度の適用を受けた教員</u>（以下「<u>クロスアポイントメント教員</u>」という。）に配分する。ただし，プロジェクトを担当する専任教員等で，配分の適否について判断を要する場合は，教育研究評議会予算専門委員会で検討する。</p> <p>2 「<u>教育研究基礎経費</u>」の額は，<u>次の各号に掲げる教員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>大学教員 一人当たり120,000円</u></p> <p>(2) <u>特任教員 前号に規定する額の20%</u></p> <p>(3) <u>クロスアポイントメント教員 第1号に規定する額にクロスアポイントメント制度適用申請書中の「本学の業務割合」を乗じて得た額</u></p> <p>3 <u>年度途中に採用された教員については，前項各号に規定する額の50%を基本額として配分し，残りの50%を着任の月からの月数割で配分する。（第2(3)の経費配分において同じ。）</u></p> <p>第2 「<u>授業経費</u>」は，次の各号に区分し配分する。なお，授業とは，学部，大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「<u>授業基礎経費</u>」については，次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在，<u>教室又は教職</u></td> <td><u>所属する教室又は</u></td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在， <u>教室又は教職</u>	<u>所属する教室又は</u>	100,000円	<p>第1 「<u>教育研究基礎経費</u>」については，毎年度，<u>教員個人</u>（<u>特任教員を含み，大学院連合学校教育学研究科専任教員を除く。</u>）に配分し，<u>特任教員については，教員配分単価の20%の予算額を配分，クロスアポイントメント制度の適用を承認した教員等</u>（以下「<u>クロスアポイントメント教員</u>」という。）については，<u>教員配分単価にクロスアポイントメント制度適用申請書中の「本学の業務割合」を乗じた予算額を配分する。</u>プロジェクトを担当する専任教員等で，配分の適否について判断を要する場合は，教育研究評議会予算専門委員会で検討する。</p> <p>2 「<u>教育研究基礎経費</u>」は，<u>大学教員については，基礎額と加算額の合計額を配分し，特任教員については，基礎額を配分する。基礎額と加算額は次のとおりとする。</u></p> <p><u>① 基礎額</u></p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>常勤教員 一人当たり120,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>特任教員 一人当たり前項に規定する額</u></p> <p><u>② 加算額</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>前年度，東京学芸大学を通じて，科学研究費補助金（種別は問わない。）に申請した常勤教員（新規の申請代表者に限る。） 50,000円</u></p> <p>3 <u>年度途中採用教員については，配分単価の50%を基本額として配分し，残りの50%を着任の月からの月数割で配分する。（第2(3)の経費配分において同じ。）</u></p> <p>第2 「<u>授業経費</u>」は，次の各号に区分し配分する。なお，授業とは，学部，大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「<u>授業基礎経費</u>」については，次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在，<u>教室に所属す</u></td> <td><u>所属する教室</u></td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在， <u>教室に所属す</u>	<u>所属する教室</u>	100,000円
対象	配分先	教員一人当たり単価											
毎年度4月1日現在， <u>教室又は教職</u>	<u>所属する教室又は</u>	100,000円											
対象	配分先	教員一人当たり単価											
毎年度4月1日現在， <u>教室に所属す</u>	<u>所属する教室</u>	100,000円											

<u>大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</u>	<u>教職大学院</u>		る教員（特任教員を含む。）		
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円	<u>毎年度4月1日現在、教室に所属しておらず、教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</u>	<u>教職大学院</u>	<u>95,000円</u>
教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円
(4)・(5) 〔省略〕  〔省略〕  <u>附 則</u> <u>この取扱いは、令和3年3月11日から施行し、令和3年度教育研究経費の配分から適用する。</u>			(4)・(5) 〔省略〕  〔省略〕		